

平成28年度 県政モニター募集

福岡県では、県の施策・制度などについて、意見・提案をいただく県政モニターを募集します

- 応募資格
県内在住の18歳以上の人(平成28年4月1日現在)
※国・地方公共団体の議員・常勤の公務員、平成26・27年度県政モニター経験者を除く
- 募集人数 300人(一般コース、インターネットコース及び市町村推薦)
- 任 期 県政モニターを委嘱する日～平成29年3月末まで
- 活動内容 アンケートの回答(3回程度)、県政への提案(意見がある方随時)
- 謝 礼 図書カードもしくはQUO(クオ)カードを進呈※選択制
- 募集期間 5月31日(火)まで(当日消印有効)
- 申し込み・問い合わせ先
福岡県県民情報広報課広聴係 TEL 092-643-3103

法務局における「常設相談所」の開設について

福岡法務局行橋支局と行橋人権擁護委員協議会では、下記のとおり「常設相談所」を開設しています。

離婚・相続・家庭内のめもごと・隣近所とのトラブル・学校や職場におけるいじめ・差別など悩みや困りごとがあれば一人で悩まず気軽に相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

- 日 時 土・日・祝日を除く毎日 8:30～17:15
※人権擁護委員への相談は、毎週月・水・金の9:00～16:00まで
- 場 所 福岡法務局行橋支局1階 相談室
(行橋市大橋2丁目22番10号)
※電話相談もできます(0570-003-110)
- 相 談 員 法務局職員または人権擁護委員
- 相談方法 事前の予約は必要ありませんので、上記相談日に来庁またはお電話ください。
- 相談・問い合わせ先
福岡法務局行橋支局 総務係 TEL 0930-22-0476

裁判所職員採用試験のお知らせ

- 平成28年度裁判所職員採用試験
 - ①裁判所職員採用総合職試験(裁判所事務官 院卒者区分)
 - ②裁判所職員採用総合職試験(裁判所事務官 大卒程度区分)
 - ③裁判所職員採用総合職試験(家庭裁判所調査官補 院卒者区分)
 - ④裁判所職員採用総合職試験(家庭裁判所調査官補 大卒程度区分)
 - ⑤裁判所職員採用一般職試験(裁判所事務官 大卒程度区分)
- 問い合わせ先
上記①、②については福岡地方裁判所事務局人事課任用係 TEL 092-781-3141
上記③、④については福岡家庭裁判所事務局総務課人事第一係 TEL 092-510-0403

- 申込受付期間
 - ◎インターネット申込みの場合
4月4日(月)10:00～13日(水)[受信有効]
 - ◎郵送の場合
4月4日(月)～6日(水)[4月6日消印有効]
- 第1次試験日 6月5日(日)
- 受験資格など
最寄りの裁判所で配布している受験案内または裁判所ウェブサイトでご確認ください。
(<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>)



April - A Sad Farewell and a New Beginning

Hi Everyone!
In English we have a saying, "Time flies when you're having fun." Indeed, it seems like only yesterday that I started teaching English here in Koge. Back in September last year I remember feeling quite anxious; everything was new and unfamiliar to me! Now, seven months on and I couldn't feel more at home.

In March I attended several farewell ceremonies for the sixth graders at Koge's four elementary schools. Each school year and even teachers made truly heartfelt performances. It was then that I could clearly the truly strong bond between the pupils. Even though I've only been here for a short time, I felt really moved. I also had to say goodbye to the third year students at Koge Junior High. I have many great memories with the students and I only wish I could keep teaching them! It is sad to say goodbye, but I am also looking forward to meeting all the new students when the new term starts in April.

皆さん、こんにちは!
英語で「Time flies when you're having fun.」(楽しいときは時が経つのがはやい。)ということわざがあります。確かに、上毛町で英語を教えはじめたのが昨日のことのように思います。去年の9月にはじめて授業をしたときは、不慣れなことがたくさんあって、そのときの不安な気持ちをはっきり覚えています。しかし、7ヶ月たった今、上毛町はとても居心地が良くなって、自分のホームみたいです。
3月は上毛町の小学校の6年生を送る会へ2箇所行きました。各学年の児童と先生たちも精一杯発表しました。そこで児童が固い友情の絆で結ばれているのをはっきり見ることができました。子どもたちと会ってからまだ数ヶ月なのに、とても感動しました。そして、上毛中学校の3年生にさようならと言わなければなりません。私は3年生との素晴らしい思い出がたくさんあって、彼らとずっと英語を勉強し続けたいです!
別れは悲しいですが、新学期が始まる4月に、新しい生徒に会うことを楽しみにしています。

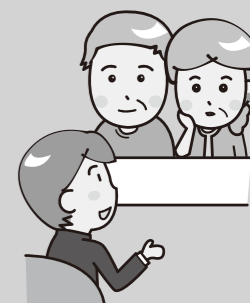
保健師だより

認知症は、誰でもかかる可能性のある、脳の病気です 早めの相談、早めの治療を!

「認知症」とは、脳の神経細胞が減っていくことで、もの忘れや理解力・判断力の低下を来し、日常生活や社会生活に支障が起こるようになった状態のことを言います。

原因はわかっていますが、糖尿病・高血圧・高脂血症・高尿酸血症などの生活習慣病のある方は、認知症になるリスクが高いことがわかっています。

65歳以上の方の5人に1人は「認知症」、3人に1人は認知症の前段階「軽度認知障害」であると言われています。「軽度認知障害」とは、認知症になる前の段階で「もの忘れが同年代と比べて多くなった」という状態のことです。認知症の種類により進行の仕方は違いますが、代表的なアルツハイマー型認知症の場合、軽度認知障害になってから5年程度で、半数の方が認知症と診断されるようです。



認知症は、がんと同じように、早期発見、早期治療が大切です!

軽度認知障害の時点で専門の医療機関に相談し、適切な行動療法と薬物療法を行うことで、認知症への進行を抑えることができます。「最近もの忘れが増えたな」と心配になった時点で、ぜひご相談ください。

認知症に関する相談は、上毛町地域包括支援センター(長寿福祉課)で受け付けています。また、県が指定する認知症専門医療機関は下記のとおりです。

- 京築地域の福岡県認知症医療センター
医療法人社団翠会 行橋記念病院(行橋市北泉3丁目11-1) ☎0930-25-2184
- 上毛町の認知症サポート医
大川 順司 社)祥和会 大川病院 精神科(豊前市大字四郎丸281) ☎82-2203
- 問い合わせ先 上毛町地域包括支援センター TEL 84-7322(直通)

シルバー人材センター会員募集中

- 問い合わせ先
公益社団法人 豊前・上毛シルバー人材センター
上毛出張所 TEL 84-8004

上毛町に住む60歳以上の方は、豊前・上毛シルバー人材センターの会員にご登録ください。豊前市内、上毛町内の各事業所や町内のお仕事を紹介します。



平成28年度 国税専門官募集

- 受験資格
 - ① 昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの者
 - ② 平成7年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1)大学を卒業した者及び平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2)人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- 試 験 大学卒業程度
- 受付期間
 - ◎インターネット申込みの場合
4月1日(金)9:00～13日(水)[受信有効]
※原則として、インターネット申込みをご利用ください。
 - ◎郵送または持参申込みの場合
4月1日(金)～4日(月)[4月4日(月)消印有効]
- 試 験 日
 - ◎第1次試験 5月29日(日)
 - ◎第2次試験 7月12日(火)～20日(水)のうち第1次試験合格通知書で指定する日時
- 問い合わせ先
行橋税務署 総務課 TEL 0930-23-0580
福岡国税局 人事第二課 試験研修係
TEL 092-411-0031

法テラスの弁護士による 無料法律相談について

- 日 時 毎月第1・第3火曜日
13:00～16:00(1人30分)
※ただし5月、11月、1月については第2・第3火曜日
- 場 所 福岡法務局行橋支局1階 相談室
(行橋市大橋2丁目22番10号)
- 相談内容 刑事事件を除く法律問題全般
- 利用の条件
相談は、法律扶助の趣旨により、「収入・資産が一定基準以下の方」が対象になります。なお、賞与も含んだ月収(手取り)の目安は次のとおりです。

単身者	182,000円以下
2人家族	251,000円以下
3人家族	272,000円以下
4人家族以上	299,000円以下

 ※これを上回る場合でも、家賃・住宅ローン、医療費などの出費がある場合は考慮されます。また、相談は同一案件で3回までです。
- 予約方法 電話にて受付(受付時間 平日 9:00～17:00)
- 定 員 1相談日につき6名
- 問い合わせ先
法テラス北九州 TEL 050-3383-5506